

〔別 紙〕

様式 2

事業報告書

(自 令和 6 年 1 1 月 1 日 至 令和 7 年 1 0 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 新村病院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 主たる事務所 石川県白山市月橋町 722 番地 12
従たる事務所 石川県金沢市野町 1 丁目 3 番 55 号
- (3) 設立認可年月日 平成 13 年 3 月 29 日
- (4) 設立登記年月日 平成 13 年 4 月 12 日
- (5) 役員及び評議員 省略

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名 称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	新村病院	1712210556	石川県白山市月橋町 722 番地 12	一般病床 47 床
病院	川北病院	1710115708	石川県金沢市野町 1 丁目 3 番 55 号	療養病床 66 床 [医療保険 66 床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年12月25日	令和6年度決算の決定
令和7年 1月11日	医療法人社団隆整会の吸収合併の決定
令和7年 1月11日	定款の変更
令和7年 8月 1日	社員・理事の追加の決定
令和7年10月31日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

様式 3

法人名 医療法人社団 新村病院
 所在地 石川県白山市月橋町 722 番地 12

※医療法人整理番号	0	0	3	7	3
-----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
 (7 年 10 月 31 日現在)

1. 資 産 額	795, 639 千円
2. 負 債 額	161, 372 千円
3. 純 資 産 額	634, 267 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	449, 254
B 固 定 資 産	346, 385
C 資 産 合 計 (A + B)	795, 639
D 負 債 合 計	161, 372
E 純 資 産 (C - D)	634, 267

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 新村病院
所在地 石川県白山市月橋町722番地12

※医療法人整理番号 0 0 3 7 3

貸 借 対 照 表
(7年 10月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	449,254	I 流 動 負 債	100,941
現 金 及 び 預 金	189,292	買 掛 金	34,049
事 業 未 収 金	238,522	未 払 金	24,011
未 収 金	7,546	未 払 費 用	14,941
た な 卸 資 産	5,276	預 り 金	25,485
前 渡 金	0	未 払 費 用	
前 払 費 用	200	未 払 法 人 税 等	38
繰 延 消 費 税 等	4,240	未 払 消 費 税 等	2,417
短 期 貸 付 金	4,412	II 固 定 負 債	60,431
立 替 金	948	長 期 借 入 金	60,000
貸 倒 引 当 金	△ 1,182	そ の 他 の 固 定 負 債	431
II 固 定 資 産	346,385		
1 有 形 固 定 資 産	238,321		
建 物	135,113	負 債 合 計	161,372
建 物 付 属 設 備	21,540	純 資 産 の 部	
構 築 物	956	科 目	金 額
医 療 用 器 械 備 品	17,760	I 出 資 金	70,950
そ の 他 の 器 械 備 品	18,264	II 積 立 金	563,317
車 両 及 び 船 舶	12,627	圧 縮 積 立 金	7,040
土 地	28,003	特 別 償 却 準 備 金	1,921
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,058	繰 越 利 益 剰 余 金	554,356
2 無 形 固 定 資 産	20,298	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
借 地 権	3,298		
ソ フ ト ウ ェ ア	16,458	純 資 産 合 計	634,267
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	542	負 債 ・ 純 資 産 合 計	795,639
3 そ の 他 の 資 産	87,766		
出 資 金	225		
差 入 保 証 金	14,381		
保 険 積 立 金	44,361		
長 期 前 払 費 用	28,799		
資 産 合 計	795,639		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 新村病院
所在地 石川県白山市月橋町722番地12

※医療法人整理番号 0 0 3 7 3

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 11月 1日 至 令和 7年 10月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,253,802
2 事業費用		
(1)事業費	1,186,313	
(2)本部費	0	1,186,313
本来業務事業利益		67,489
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		
II 事業外収益		
受取利息	296	
その他の事業外収益	19,989	20,285
III 事業外費用		
支払利息	87	
その他の事業外費用	1,940	2,027
経常利益		85,747
IV 特別利益		
固定資産売却益	845	
その他の特別利益	3,831	4,676
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	79,000	79,000
税引前当期純利益		11,423
法人税・住民税及び事業税	240	
法人税等調整額	0	240
当期純利益		11,183

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 新村病院
所在地 石川県白山市月経町722番地12

※医療法人形態番号 0 0 3 7 3

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 新村病院
理事長 新村 篤史 殿

私は、医療法人社団 新村病院の令和 7 会計年度（令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日
医療法人社団 新村病院
監事 新村 健一